

議案第 6 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合長から規約の変更の協議がありましたので、提案するものです。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第6号資料

○千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| (略) | (略) |
| 別表第1（第4条関係） | 別表第1（第4条関係） |
| 事務内容 | 事務内容 |
| 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>資格確認書等の引渡し</u> <u>資格確認書等の返還の受付</u> 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務 | 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務 |
| (略) | (略) |